

## 1 事案の概要

松江市立小学校（以下「当該学校」という。）に在籍していた被害児童（以下「児童A」という。）が、令和3年度から同5年度までに、同じ学級に在籍していた加害児童（以下「児童B」という。）から複数回のいじめ行為を受けたと申告する事案である。

児童Aは、当該学校を長期間にわたり欠席しており、令和5年4月には医療機関においてPTSDの診断を受けている。

## 2 調査の概要

### (1) 調査の期間

令和5年10月16日から令和6年2月29日

### (2) 調査組織

松江市教育委員会のもとに調査組織（構成員8名）を設置した。

### (3) 調査方法

- ・関係者からの聞き取り（面談、電話及び質問紙による聞き取り）
- ・資料の調査（児童Aの保護者及び関係者へ資料の提供を依頼）

## 3 いじめ行為の概要

### (1) 事実関係

児童A及びその保護者から申告のあった44件のうち、聞き取りや資料をもとに39件の行為についていじめ行為があったと認定された。その概要は、次のとおりである。なお、一部の行為については、関係者への聞き取りや資料などから客観的に確認できなかった。これらの行為は、本調査においていじめ行為として認定することはできないものの、その行為がなかったと断言するものではない。

令和3年度：「殺すぞ」と言った、何回も叩いた等 計11件

令和4年度：靴を隠した、「トイレに行かさない」と言った等 計22件

令和5年度：握りこぶしで脅した等 計6件

### (2) いじめの該当性

児童Bが継続的に加害行為を行った意図は明確ではないものの、児童Aに対して精神的、肉体的に苦痛を与える行為が児童Bによって繰り返されたことが確認された。児童Aが児童Bに声をかけて一緒に遊ぶ姿も見られたが、児童Bが児童Aをしつこく遊びに誘うなど、児童Bの児童Aに対する関わりは威圧的で、乱暴な側面もあった。互いの関係が近くなり、児童Bの自己中心的な行動がエスカレートしたのではないかと推察できる。これらの行為が繰り返され、苦痛が積み重なることで、次第に児童Aは児童Bを「怖い」と感じるようになり、登校できない状況になったと考えられる。よって、上記(1)の行為により児童Aは心身の苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法第2条第1項の「いじめ」に該当する。

## 4 学校の対応に関する課題

### (1) 被害側への対応における課題

#### ・いじめの認識における課題

児童A及び児童Bが在籍する学級の担任は、それぞれの成長段階や特性、関係性等を考えながら、その都度、指導対応を行っていたものの、状況が改善しない中、担任の指導により児童Aは「自分が悪い」と受け止めるようになり、登校が難しい状況になったと考えられる。また、校内では2人の関係は互いに競い合うような近い関係であるとも捉えられており、日常的なトラブルとして担任が学級内で指導し、適切に対応がなされていると認識されていた。2人の様子を見た担任以外の教員が2人の力関係が対等ではないと感じる場面もあり、管理職へ報告するよう担任に助

言することもあったが、結果として担任中心の対応になってしまい、組織としての適切な対応がなされなかった。校内では、双方の関係性に起因するトラブルという担任の見解が共有され、担任を主とする対応が継続されたため、当該学校が「いじめ」として認知し、対応することへの遅れに繋がったと考えられる。

限られた教員の視点だけでなく、チーム対応することで様々な視点により本事案を分析することができていれば、事態が重大化する前に適切な対応を行うことができた可能性が高い。

- ・校内の情報共有及び組織対応における課題

担任は、児童Aに対する行為について、その都度管理職へ口頭で報告していたという認識であるが、当該学校の管理職にはその認識はなかった。また、児童Aの保護者からその都度理解を得たという認識である担任と、実際には児童Aへのいじめがあったと訴える児童Aの保護者との間にもズレが生じてしまい、組織での早期対応に至らなかった。

1人の教員のみが対応する結果になっていたことは、大きな課題である。当該学校の管理職や周囲の教職員も含め、チームで児童を見守ろうとする意識が欠如した環境であったとも推察できる。組織内で情報を適切に共有し、役割分担を行った上で対応がなされるべきである。

- ・初動対応についての課題

令和5年3月に発生した靴隠し行為については、行為の発生からいじめとして認知するまでに約3週間を要している。その間の記録がないため、いつ、どのように初動対応がなされたのかが明らかでない。そのため、調査において、いじめとして認知するまでに時間を要した理由を十分に検証することができない結果となった。当該学校内に、約3週間の期間中に行われた報告や情報共有に関する記録が残されていないこと自体が、いじめ発生後の初動対応の重要性に対する意識が希薄であったことを示している。この点は、組織としての大きな課題である。

また、靴隠し行為より前から児童Aが被害を受けていたにもかかわらず、当該学校にはその状況を確認する記録等がないことも、初動対応が遅れ、事態が重大化する要因と考えられる。

(2) 加害側への対応における課題

児童Bの保護者には担任が連絡を取っていたが、児童Bによる行為の積み重ねにより児童Aが苦しい状況にあることや、児童Aの保護者も大きな不安を抱えていることが、児童Bの保護者に十分に伝わっていなかった。そのため、被害側と加害側の認識に大きなズレが生じてしまい、被害側は加害側への不信感を強めたと考えられる。

したがって、組織として加害側に対して適切な対応が行われていたとはいえ、この点も今後の課題である。

## 5 再発防止策

(1) いじめの積極的な認知について

- ・一方的ではないこと、普段は仲が良いことなどを理由としていじめの認知をしないのではなく、些細な兆候やサインを見逃さず、積極的な認知を行い、早期発見・早期対応に努めること。
- ・児童の特性や在籍する学級に関わらず、いじめの認知が校内いじめ防止対策基本方針に沿って適切に行われるよう、全教職員へ周知・徹底すること。
- ・全教職員への周知徹底については、積極的に校内研修を企画し、外部講師の力を借りるなどして、教職員の意識改革に努めること。

(2) 校内の組織体制の整備について

- ・管理職を中心とした組織的対応を基盤として、教職員同士が互いの職務に関心を持ち、指導・支援を行うことのできる同僚性の高い教職員集団づくりを進めること。
- ・保護者からの連絡については、些細なことであっても学年部や学校全体で情報共有を行い、保護者の訴えや相談の一つ一つに丁寧な対応を進めていくこと。

- ・教職員個人の主観に頼るのではなく、複数の視点で児童を観察し、情報をチームで共有する体制を整え、児童の些細な変化を見逃さない組織づくりをすること。
- ・教職員の対応については、その事案の大小に関わらず日常的に記録に残し、適切に管理職等に報告・共有がなされるよう周知徹底すること。

(3) 加害児童への対応について

- ・なぜ加害児童がしつこく被害児童に対して行為を繰り返すのか、その背景を探り、理解したうえで継続的な指導をすること。加害児童がなぜ謝る必要があるのかを理解させなければ、効果的な指導にならない。
- ・加害児童への指導・支援にあたっては、専門機関や医療機関の活用を検討すること。また、外部機関を活用するにあたっては、保護者と相談し、保護者の理解のもと進める必要がある。

(4) 特別支援教育について

- ・他者との関わり方に帰する課題を見極めて、加害児童に適切な指導・支援をすること。特別な支援が必要な児童であっても、他者に害を与える行為は許されることはないという視点をもって、教職員は指導・支援に携わること。
- ・個々の児童の特性を理解し、適切に他者と関わるための指導・支援を充実させるため、校内研修等を計画し、教職員の特別支援教育への理解を深めること。